

発体協第35号
令和4年7月13日

各加盟団体長 様
各支部長 様

鳥取市体育協会
会長 深澤 義彦
(公印省略)

鳥取市小中学生スポーツ全国大会出場補助金申請について(通知)

平素より、本協会運営にご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年度の標記補助金を別紙交付要綱に基づき交付いたしますので
該当となる場合は、下記のとおり申請いただきますようお願いいたします。

記

- 1 提出期限 令和4年9月16日(金)
- 2 提出資料 補助金申請書(別紙 様式1)
参加者名簿(住所・学校名等記入)
対象経費領収書(交通費、宿泊費、PCR検査) コピー可
出場大会要項・成績(令和4年4月～開催)
予選となった大会の開催要項・成績
口座振込依頼書(別紙 様式2)

【注意点】

- * 申請の受付は2回行います。2回目の受付は12月の予定です。
- * 今年度より、対象経費(基準) 交付要綱を修正しております。詳細は、別添の対象経費(基準) 交付要綱をご参照ください。
- * 鳥取市体育協会加盟団体がまとめて提出してください。なお、鳥取市体育協会加盟団体でない団体、中学生については、所属するクラブチームの代表者が(個人・団体とも)まとめて提出してください。(別紙加盟団体一覧を参照のこと)
- * 対象となる方みの申請としてください。
- * 個人情報に関するものは、補助金交付目的以外には使用しません。
- * 中体連が主催する全国大会に出場する場合は、本補助金の対象となりません。

鳥取市体育協会事務局
担当：井上
TEL 0857-20-3363 FAX 0857-20-3954
メール sports@city.tottori.lg.jp

様式 1

小中学生スポーツ全国大会出場補助金交付申請書

令和 年 月 日

鳥取市体育協会

会長 深澤 義彦 様

申請者	氏名 (代表者)	印
	住所	
	TEL	

小中学生スポーツ全国大会出場補助金の交付を申請します。

対象者名	
学校名・学年 (住所)	
大会名	
開催年月日	
開催場所	

※正式名称等でご記入ください。

補助対象経費

旅費	交通費	円
	宿泊費	円
PCR 検査		円
補助対象経費計		円

主催者等から支給される経費

旅費	交通費	円
	宿泊費	円
PCR 検査		円
補助対象経費計		円

【添付書類】

参加者名簿、対象経費領収書（コピー可）、出場大会要項・成績（12月以降開催される全国大会に出場予定の方は大会終了後に、成績提出）、予選大会の要項・成績、口座振込依頼書

口座振込依頼書

鳥取市体育協会事務局 行

令和 年 月 日

申請者 _____ (印)

鳥取銀行口座に振込

金融機関名		支店名					
鳥取銀行		支店					
口座名義	種別	口座番号					
	普通 当座						

鳥取銀行以外の口座

金融機関名		支店名					
	銀行・金庫 農協・組合	支店					
口座名義	種別	口座番号					
	普通 当座						

可能なかぎり、口座は鳥取銀行でお願いします。

鳥取市体育協会事務局

対象経費（基準）

小中学生を対象とした次に該当するスポーツ全国大会等（以下「大会」という。）に出場する本市在住の選手等（市内の小学校、中学校及び義務教育学校に通学する児童生徒並びにその指導者で、当該大会要項に基づく監督、コーチ、マネージャー及び登録選手をいう。）を補助金交付の対象とする。

（１）次のいずれかに該当する大会であること。

ア 日本スポーツ協会又は日本パラスポーツ協会に加盟する中央競技団体が主催する大会であること。

イ 日本スポーツ協会又は日本パラスポーツ協会に加盟する中央競技団体が派遣を決定した大会であること。

ウ その他ア又はイに準ずる大会として市長が認める大会であること。

（２）大会開催要項等に位置付けられた県単位以上の予選会を有する大会であること。

（３）令和４年４月１日から令和５年３月１５日までに開催された大会

また、補助対象経費の考え方は次のとおりとする。

１．旅費

【宿泊代】 領収書必須

宿泊人数	内 容	対象経費
１名	１部屋→１名	金額＝対象経費（１名分）
２名以上	１部屋→２名（補助対象者）	金額＝対象経費（２名分）
	１部屋→２名（内１名補助対象者）	金額÷２＝対象経費（１名分）
	１部屋→３名（内２名補助対象者）	金額÷３×２＝対象経費（２名分）
	※小人料金がある場合はそのまま対象経費	

【交通費】

領収書がある場合は、表１のとおりを対象経費とする。領収書がない場合は、鳥取駅～会場最寄駅のＪＲ往復代（表２参考）を対象経費とする。

表 1

交通手段	内 容	対象経費
自家用車	ガソリン（出発時満タン給油） 非対象 ↓ （途中給油） 対象 ↓ （到着時満タン給油） 対象	金額÷補助対象者人数 ＝対象経費
	ETC	金額÷補助対象者人数 ＝対象経費

レンタカー	レンタカー代	金額÷補助対象者人数 =対象経費
	※ガソリン・ETC は、自家用車と同様。	
公共交通機関		補助対象者分
タクシー		金額÷補助対象者人数 =対象経費

表2 JR 運賃(小人往復)

		主要駅	運賃 (小人往復)	運賃 (大人往復)
北海道	北海道	札幌駅	40,320 円	80,640 円
東北地方	青森県	青森駅	30,820 円	61,640 円
	岩手県	岩手飯岡駅	28,710 円	57,420 円
	宮城県	宮城野原駅	26,100 円	52,200 円
	秋田県	秋田駅	31,130 円	62,260 円
	山形県	山形駅	25,530 円	51,060 円
	福島県	福島駅	24,020 円	48,040 円
関東地方	茨城県	水戸駅	20,650 円	41,300 円
	栃木県	栃木駅	21,150 円	42,300 円
	群馬県	群馬八幡駅	21,580 円	43,160 円
	埼玉県	さいたま新都心駅	19,636 円	39,272 円
	千葉県	千葉駅	18,410 円	36,820 円
	東京都	東京駅	18,080 円	36,160 円
	神奈川県	神奈川駅	18,216 円	36,432 円
中部地方	新潟県	新潟駅	25,450 円	50,900 円
	富山県	富山駅	16,320 円	32,640 円
	石川県	金沢駅	13,840 円	27,680 円
	福井県	福井駅	12,460 円	24,920 円
	山梨県	山梨市駅	19,760 円	39,520 円
	長野県	長野駅	17,020 円	34,040 円
	岐阜県	岐阜駅	12,130 円	24,260 円
	静岡県	静岡駅	15,550 円	31,100 円
	愛知県	名古屋駅	11,800 円	23,600 円
近畿地方	三重県	津駅	13,840 円	27,680 円
	滋賀県	大津駅	8,620 円	17,240 円
	京都府	京都駅	8,620 円	17,240 円
	大阪府	大阪駅	6,750 円	13,500 円
	兵庫県	神戸駅	5,260 円	10,520 円
	奈良県	奈良駅	7,850 円	15,700 円
	和歌山県	和歌山駅	9,170 円	18,340 円
中国地方	鳥取県			

	島根県	松江駅	3,630 円	7,260 円
	岡山県	岡山駅	4,470 円	8,940 円
	広島県	広島駅	11,430 円	22,860 円
	山口県	山口駅	9,020 円	18,040 円
四国地方	徳島県	徳島駅	9,140 円	18,280 円
	香川県	高松駅	6,240 円	12,480 円
	愛媛県	松山駅	11,130 円	22,260 円
	高知県	高知駅	10,250 円	20,500 円
九州地方	福岡県	福岡駅	14,490 円	28,980 円
	佐賀県	佐賀駅	18,920 円	37,840 円
	長崎県	長崎駅	20,450 円	40,900 円
	熊本県	熊本駅	21,210 円	42,420 円
	大分県	大分駅	19,400 円	38,800 円
	宮崎県	宮崎駅	21,590 円	43,180 円
	鹿児島県	鹿児島駅	24,920 円	49,840 円
	沖縄県	那覇空港	30,280 円(飛行機)	60,560 円(飛行機)

2. PCR 検査

【PCR 検査】領収書必須

(1) 補助対象

全国大会に出場した選手等及び、鳥取市に帰省した後、学校生活を営む上での不安解消を目的に検査する P C R 検査であって、次の要件をいずれも満たすもの

- ①検査した日（郵送による検査の場合は、検体を送付した日）が大会終了日から起算して 1 4 日以内に実施した検査（保険診療適用外のもの）。
- ②令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 2 9 日までに検査したもの。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

(2) 補助対象経費

交付対象事業に要する経費のうち、次のいずれかに該当する費用。ただし、国、県又は市の他の助成金等の交付を受けるものは対象としない。

- ① P C R 検査費用
- ② P C R 検査の結果を証明する書類に係る費用
- ③ P C R 検査に伴い発生する郵送料その他の役務費

(3) 自己負担額 2, 0 0 0 円（検査した者 1 人 1 回につき）

(4) 補助金額 補助対象経費から自己負担金を控除した額

鳥取市小中学生スポーツ全国大会等出場補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市小中学生スポーツ全国大会等出場補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、小中学生スポーツの全国大会等への出場経費を補助し、児童生徒の社会体育活動の健全な発展を図ることを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、鳥取市体育協会とする。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、小中学生を対象とした次の各号のいずれにも該当するスポーツ全国大会等（以下「大会」という。）に選手等（市内の小学校、中学校及び義務教育学校に通学する児童生徒からなる大会登録選手並びに当該大会要項等に基づく監督、コーチ、マネージャー）を派遣する事業とする。

(1) 次のいずれかに該当する大会であること。

ア 日本スポーツ協会又は日本パラスポーツ協会に加盟する中央競技団体が主催する大会であること。

イ 日本スポーツ協会又は日本パラスポーツ協会に加盟する中央競技団体が派遣を決定した大会であること。

ウ その他ア又はイに準ずる大会として市長が認める大会であること。

(2) 大会開催要項等に位置付けられた県単位以上の予選会を有する大会であること。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

(1) 補助対象事業に要する旅費、手数料及び宿泊費

(2) 大会に派遣された選手等が受検する新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査又は抗原定量検査（大会終了後から14日以内に受検したものであって、保険診療対象外の検査に限る。）に要する費用

(補助金の算定等)

第6条 本補助金は、次の各号に掲げる額を合計した額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(1) 前条第1号の補助対象経費の額に10分の10を乗じて得た額（選手等1人当たり1大会につき10,000円を限度額とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。）。ただし、大会の主催者その他の選手等又はその所属する団体以外のものから選手等又はそ

の所属団体に対して大会に要する経費が交付される場合は、10,000円から当該経費を除いた額を限度額とする。

(2) 前条第2号の補助対象経費の額から、受検した者1人につき2,000円を控除した額

(着手届の提出)

第7条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号に規定する市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出は、要しないものとする。

(概算払)

第8条 規則第11条第1項ただし書きの規定により、本補助金は、概算払いにより交付できるものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条に定める実績報告書は、本補助金の交付の決定を受けた年度の翌年度の4月30日までに提出しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同月1日から適用する。